

## 企業年金の受給権侵害を許さない運動を進めよう

**厚生年金基金** 2014年4月から厚生年金基金制度の見直し(健全化法)が施行されたために、多くの厚生年金基金が解散に追い込まれました。ほとんどの解散基金が積み立て不足(代行割れ)となっていることから、300万人以上の加入者・受給者の上乗せ部分(企業年金部分)が消滅しようとしています。年金者組合員の中にも、加入していた基金から「解散方針決定のお知らせ」が送られてきたが、お知らせの内容をよく理解することができないという人がたくさんいます。

既に代議員会で解散方針を決めた基金でも、記録突合作業期間もあり、厚労省の解散認可は今年の秋ころとなり、解散による残余財産の分配などは来年度以降になる基金が多いと思われます。

問題は、代行割れしている基金は特例解散扱いとなり、厚労省に解散申請した段階で、上乗せ部分(企業年金部分)が支給停止されることです。

代行部分は国から100パーセント支給されますが、上乗せ部分(企業年金部分)は代行割れ基金の場合、消滅となります。

**加算年金** 企業年金としての上乗せ部分は、多くの基金で退職金の一部を原資としており、永年の労働提供による対価とする労働債権です。同時に退職時に企業側と約束された金銭債権でもあります。このような企業年金の受給権を企業や基金の都合で解散し、受給権が奪われることを許すわけにはいきません。この点で、健全化法の議決に際して国会は「厚生年金基金の解散・移行に当り母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと」との付帯決議を行っており、周知徹底と実践が求められています。

アメリカでは、1974年に制定されたエリサ法で企業年金の受給権が保護されていますが、わが国ではいくつかの企業年金の受給権を巡る裁判闘争がありましたが、企業年金の受給権を保護する法律が不明確なため、多くの企業年金裁判では最高裁でも棄却されています。

このようなもとの、2005年に企業年金減額訴訟の原告団を中心に13団体で「企業年金の受給権を守る連絡会」を組織し、今日まで企業年金減額裁判の支援活動と企業年金の受給権保護と支払保証制度の実現に向けて、厚労省や各政党、諸団体への要請活動などを続けています。

企業年金の受給権を侵害された個人や団体の皆さんの怒りを結集して、企業年金の受給権侵害を許さない運動を大きく前進させたいと思っています。

「企業年金の受給権を守る連絡会」のホームページまで、ぜひご連絡ください。

(企業年金の受給権を守る連絡会)

<http://www.ki-nenkin.info/index/htm/>

代表世話人 夏野弘司